　２０２０年９月●日

（自治体）様

（国民大運動行委員会、または自治体キャラバン実行委員会）

（住所）

℡●●（●）●●／Fax●●（●）●●

鳥取県社会保障推進協議会

会長　　藤田　安一

鳥取市末広温泉町571

Tel0857（29）3598／Fax0857（20）2143

要　請　書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちは、鳥取県内の全市町村に対し、住民の実情や要望を踏まえ、医療や介護、くらしに関わる課題をお伝えする活動を行っております。自治体からのご意見もうかがいながら、命とくらしを守る共通課題を一致させ、くらしを守り改善する施策を実現していただきたいと考えています。新型コロナ感染症の問題が発生中のいま、いのちや暮らしをささえる諸制度は、住民にとってまさに命綱となっています。

昨年と変わらない項目もありますが、以下の事項について、ご検討いただきますよう要請します。

【要請事項】

**１．医療について**

**（国民健康保険制度について）**

①国民健康保険料（税）を引き下げてください。

②１８歳未満については、子育て支援の観点から均等割の対象としないよう国に意見をあげてください。当面、一般会計による減免を実施してください。

③保険料（税）滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。また、給付制限（国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など）を行っている場合は、とりやめてください。

④一部負担金の減免制度は、年間実績なども確認し、国保加入者が利用できる基準に見直してください。制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

⑤コロナの影響を受けている加入者に関して、保険料の減免制度や傷病手当ての創設が実施されていますが、対象となる要件が実態にあわず、利用できない加入者が発生しています（所得がマイナスの場合対象にならない、事業主は傷病手当の対象にならないなど）。必要な住民が制度利用できるよう、運用を修正してください。

**※岩美町に関しては書き方を変更。運用を変更しているため**

**（無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて）**

　　　現在、県内のいくつかの医療機関が、低所得者向けの無料低額診療事業を行っていますが、低所得者の受診のハードルを下げる手立てや制度の周知が必要です。そこで、以下の点を要請します。

①保険薬局では同事業が行えないため、病院・診療所で無低が適用されても薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代助成制度を創設してください。あわせて国に対し、薬局でも無料低額診療が実施できる制度変更を働きかけてください。

②公立病院においても、低所得者向けの負担低減の制度を検討してください。

**※中部のみ⇒**①県中部地域では、無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

**（地域医療について）**

①厚生労働省が公的病院の統合・再編リストを発表しましたが、自治体からの反対を受けても、リストも方針も撤回していません。画一的な価値基準で、医療活動の縮小を求める姿勢は正すよう求めてください。

②コロナの影響で経営が厳しくなっている医療機関への支援を国に求めるとともに、独自の支援策もご検討ください。

**２．介護保障・高齢者支援について**

①介護保険料の引き下げを、一般会計からの繰入や基金の取り崩しで実現してください。

**※鳥取市に対しては、介護保険会計の積み立てが多すぎる問題をひとこと加える**

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

③保険料滞納者に対する給付制限はやめてください。

④新型コロナの影響を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。

⑤免許を返納する高齢者などの「足」を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。

⑥補聴器の購入に対する助成制度を検討してください。

**（国に対する意見、要望について）**

①「要介護」の方の総合事業への移行とケアプランの有料化は行わないよう求めてください。

**３．税の徴収、滞納問題への対応等について**

①税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第１５条（納税緩和措置）１）徴収の猶予、２）換価の猶予、３）滞納処分の停止の適用を活用してください。

**※中部と県向け⇒** ②滞納整理機構は解散してください。

**４．生活保護制度など低所得者施策について**

①生活保護の相談・申請には、憲法第２５条および生活保護法第１条・第２条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

②自動車保有や持ち家があるなどの相談者にも、状況をききとり、丁寧な説明と柔軟な対応をお願いします。

③ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

④冬季加算引き下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当などを新設してください。

⑤生活保護利用者のエアコン設置の現状把握と、エアコンのない低所得者への独自支援策を検討してください。

**（国に対する意見、要望について）**

1. 2018年６月に厚労省が通知した、エアコンの取り付けへの補助の対象者を拡大してください。

**５．子育て・進学支援などについて**

①学校給食の家庭負担への直接補助を拡充してください。コロナ禍のもと、ことしは特に必要になっています。

②子どもの医療費助成に関わって、通院・入院の窓口負担をなくし、完全無料化してください。

③国・自治体の責任で、非常事態・災害状況でも子どもの安全を確保し、発達を保障するために保育・学童保育基準を引き上げ、 職員の処遇改善を図ってください。そして職員の配置基準を改善し、増員を図ってください。

④感染リスクがある中で奮闘している保育所・放課後児童クラブ職員に、自治体独自に「応援協力金」を支給してください。国による補助制度がないため、県に対して制度化の声を上げてください。

⑤（自治体に応じ）学費負担がネックで進学困難な若者が出ないよう、独自の奨学金制度を創設してください。

1. **商工施策**

　　①新型コロナの影響を大きく受けている分野です。さらなる支援策を打ち、廃業を防いでください。

**７．マイナンバーカードについて**

①９月から、マイナンバーカードによるポイント還元や、来年3月から健康保険証機能の付与などが予定

されていますが、国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計な

ど、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。健康保険証化で事実上義務化につながりかね

ません。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

**８．その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。

②コロナの影響を大きく受ける住民の生活を支援するために、消費税を５％に引き下げること。

**③国会の継続審議にされている、種苗法「改正」案を廃案にするよう、国に申し入れてください。「改正」案は農家の種苗「自家増殖の権利」を種子企業の利益に移し変えるもので、地域の農業振興に著しく反するものです（9月28日追加分）。**

以上

**※倉吉市に対しては、以下のような大項目を２つ加えて、障害者の相談事業に関わる要請を入れますので、大きな項目は、１０までとなります**

**６．障がい者施策について**

　①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、そうした人たちの地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

②支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください

**８．水道事業の民間委託について**

①来年度から、水道事業が民間委託されることに関して、水道水は電気やガスなどのライフラインの中で

も最も重要な存在で、「安全で安価で常に手に入る水」の提供は、くらしに欠かせないものです。民間委

託によるリスクを慎重に検証し、中止を含めた見直しも検討してください。

並行して、サービスへの影響を懸念する市民への十分な説明や意見聴取の場をもうけてください。